◇「給与支払報告書（個人別明細書）」の記入要領 ◇

令和3年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所を確認して記入してください。

控除対象配偶者が70歳以上（昭和26年1月1日以前に生まれた方）のときは「老人」の欄に○を記入してください。
配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入してください。

特定扶養親族（平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた方）がいるときは「特定」の欄に人数を記入してください。

老人扶養親族（昭和26年1月1日以前に生まれた方）がいるときは「老人」の欄に人数を記入し、このうち本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を「内」の欄にも記入してください。

一般扶養親族（控除対象配偶者、特定扶養親族及び老人扶養親族、年少扶養親族以外の扶養親族）がいるときは「その他」欄に人数を記入してください。

年少扶養親族（平成17年1月2日以後に生まれた方）がいるときは「16歳未満扶養親族の数」の欄に人数を記入してください。

同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合、「障害者の数」の「特別」右欄は特別障害者の人数、左欄は特別障害者のうち同居している人数、「その他」欄は特別障害者以外の障害者の人数を記入してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、合計所得を記入してください。

扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。

受給者本人が該当の欄に○を記入してください。未成年者は平成13年1月3日以後に生まれた方です。乙欄該当者は「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方や、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している方です。

③ 記入例

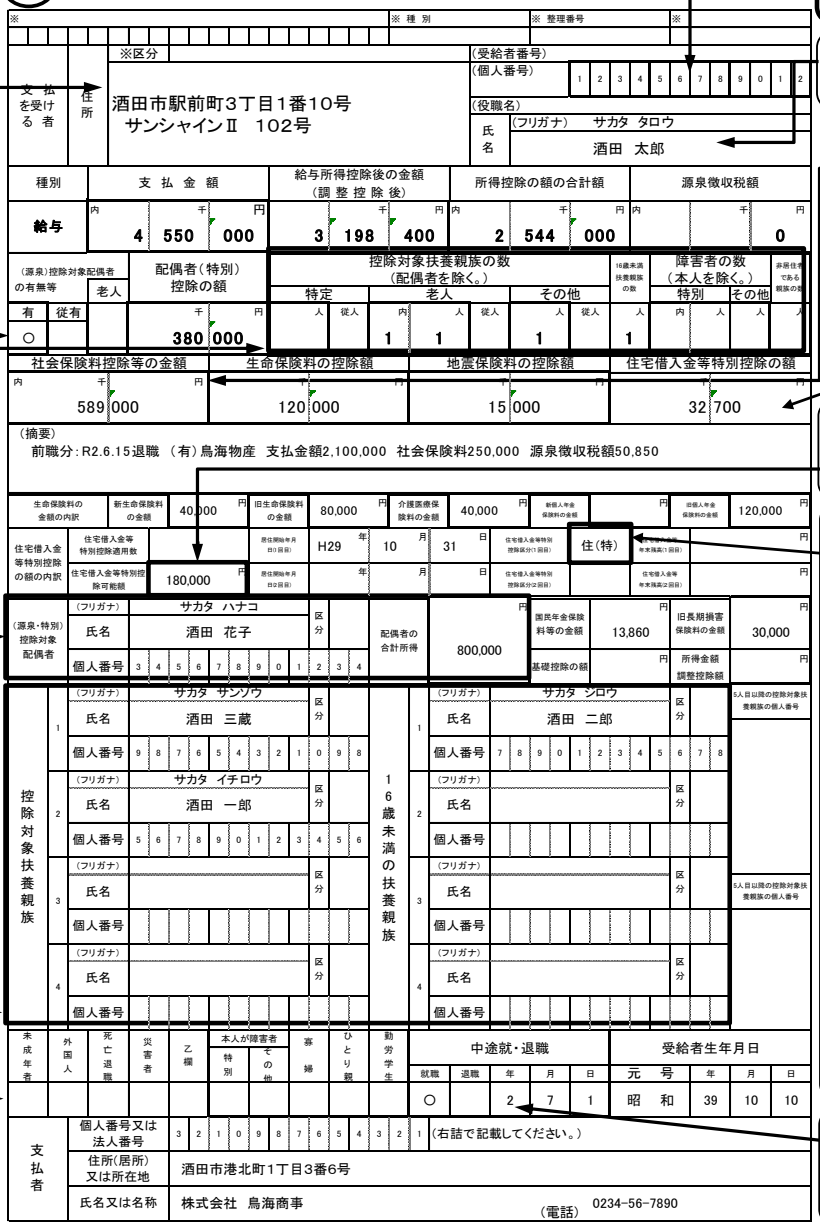

個人番号（マイナンバー）を記入してください。

姓と名の間は一字空けて、**必ずフリガナ**を記入してください。

給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額を記入してください。（小規模企業共済等掛金の額は上段に内書きします。）

「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」により計算した住宅借入金等特別控除の額を記入します。ただし、計算した住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入します。

住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合に、「住宅借入金等特別控除額」を記入します。

年末調整の際に、適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む。)
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

上記の区分のほか、この控除に係る住宅取得等が、
・「特別特定取得」に該当する場合（※1）には「（特特）」と、
・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合（※2）には「（特）」と併記してください。

※1その住宅の取得等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合が該当。
※2　8%の税率により課されるべきものであるときが該当。

年の中途で就職や退職をした方について記入してください。**就職と退職の両方ある場合は、退職のみ記入してください。**

◎摘要欄について
①前職分を合算して年末調整を行った場合は、前職分の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等の金額・事業所名・退職年月日を記入してください。
「支払金額」、「社会保険料控除等の金額」欄については合算した金額を記入します。
②外国人の方で租税条約に基づいて課税の免除を受けた方については、免税対象額及び該当条項「○○条約○○条該当」と朱書きで記入してください。
③所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記入してください。
・同一生計配偶者が特別障害者・・・同一生計配偶者の氏名（同配）
・扶養親族が特別障害者または年齢23歳未満・・・扶養親族の氏名（調整）

◎以下の税制改正が令和２年分の年末調整から適用になりますのでご注意ください。
※詳しくは国税庁のホームページまたは国税庁発行の手引等をご覧ください。

①給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
また、給与所得控除の上限額が適用される給与等収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げ。

②基礎控除額が10万円引き上げられます。
改正後48万円。合計所得金額2400万円を超える所得者については、その合計所得金額に応じて控除額が減少～適用なし。

③所得金額調整控除の創設
給与等収入金額850万円を超える所得者で、要件に該当する場合に適用される。

④同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられます。
【改正後】同一生計配偶者48万円以下、扶養親族48万円以下、源泉控除対象配偶者95万円以下、配偶者特別控除の対象となる配偶者48万円超133万円以下、勤労学生75万円以下。

⑥ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の見直し